

公益社団法人日本臨床腫瘍学会 がん薬物療法専門医制度規程

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本臨床腫瘍学会（以下、「当学会」という。）は、臨床腫瘍学の進歩に即するがん薬物治療に精通する優れた医師（以下、「がん薬物療法専門医」という。）を養成し、以て医療の向上を図り、国民の福祉に貢献することを目的として、当学会にがん薬物療法専門医制度を設け、がん薬物療法専門医（以下、「専門医」という。）、指導医、及び認定研修施設を審議し、認定するための諸制度を定めるものとする。

(委員会)

第2条 この制度の運営のためにがん薬物療法専門医制度委員会(以下、「委員会」という。)を置き、委員会の中に次の部会を置く。

- (1) 専門医審査部会
- (2) 指導医審査部会
- (3) 認定施設審査部会

2 委員会は前項の他、必要に応じて部会を設置することができる。

第3条 委員長及び委員等の選任は、当学会役員等選任に関する規程に準じるものとする。

第4条 委員会は専門医審査部会、指導医審査部会、認定施設審査部会を管掌し、より高度ながん薬物療法に精通する医師を育成するための諸事項を審議検討する。

(専門医審査部会)

第5条 専門医審査部会は、専門医の申請資格の審議検討、専門医資格審査業務及び資格更新審査業務を行う。

(専門医の申請と認定)

第6条 専門医の認定を申請する者は、次の各条件を充足することを要する。

- (1) 医師国家試験合格後2年の初期研修を終了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること
- (2) この規程により認定された認定研修施設において、当学会所定の研修カリキュラムに従い2年以上、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の臨床研修を行い、これを修了していること。ただし、海外にて研修、教育を受けた者については別項審査するが、日本人と外国人との人種差、生活習慣の違いがあるため、最低1年間の認定研修施設での研修を受ける必要がある
- (3) 各科の基本となる学会の認定医あるいは専門医の資格を有していること

第7条 専門医の認定を申請する者は、がん薬物療法専門医制度規程細則（以下、「細則」という。）第5条に定める審査料を納入の上、次の各項に定める書類を専門医審査部会に提出し、当学会が施行する認定試験を受けなければならない。

- (1) 専門医認定申請書
- (2) 専門医認定申請書に記された主な業績を証明する書類又はその写し
- (3) 日本国医師免許証（写）
- (4) 各科の基本となる学会の認定医あるいは専門医の証明書（写）
- (5) 症例実績報告書。症例実績報告の規定は別に定める
- (6) 認定研修施設の指導医の研修修了証明書

第8条 認定試験の内容、作成、実施については、別に定める。

第9条 専門医審査部会は、申請書類及び当学会が施行する認定試験の成績に関する審査を行い、規程、細則等の規定を満たす者を専門医として理事会に推薦する。

第10条 認定申請書類の評価方法に関しては、別に定める。

第11条 専門医審査部会において専門医として推薦された者は、理事会の承認を受け専門医に認定される。

第12条 前条により認定され、細則第5条に定める認定料を納入した者に対し、理事長が専門医認定証を交付する。

（専門医の更新）

第13条 専門医は5年毎に資格を更新しなければならない。

第14条 専門医の更新を申請する者は、次の各項に定める書類を専門医審査部会に提出し、細則第5条に定める受験料を納入の上、当学会が施行する更新試験を受けなければならない。

- (1) 専門医更新申請書
- (2) 業績表及び更新に必要な所定単位の取得を証明する書類（写）

第15条 更新試験の内容、作成、実施については、別に定める。

第16条 何らかの理由により更新申請を行えなかった場合は1年間の猶予期間を認め、翌年更新を申請することができる。その場合の更新認定期間は、正規に手続きを行った場合の残余期間とする。

第17条 専門医審査部会は、更新申請書類及び当学会が施行する更新試験の成績に関する審査を行い、その結果を理事会に報告する。

第18条 更新申請書類の評価方法については、別に定める。

第19条 専門医審査部会において推薦された者は、理事会の承認を受け更新が認定される。

第20条 前条により認定され、細則第5条に定める更新料を納入した者に対し、理事長が専門医更新認定証を交付する。

(専門医の資格の喪失)

第 21 条 専門医は次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して専門医の資格を辞退したとき
- (2) 申請書類に虚偽が認められたとき
- (3) 専門医の更新を受けなかったとき

第 22 条 専門医としてふさわしくない行為のあった者に対しては、委員会及び理事会の決議によって専門医の認定を取り消すことができる。

(認定施設審査部会)

第 23 条 認定施設審査部会は、認定研修施設の申請資格の審議検討、認定研修施設資格審査業務及び資格更新審査業務を行う。

(認定研修施設の申請と認定)

第 24 条 認定研修施設の認定を申請する診療施設は、次の各条件を充足することを要する。

- (1) 悪性腫瘍患者が常時 20 名以上入院し、年間がんの薬物療法が 50 例以上施行されていること
- (2) 指導医 1 名以上、暫定指導医 2 名以上、又は暫定指導医 1 名かつ専門医 1 名以上が常勤し、指導責任者の下に十分な指導体制がとられていること
- (3) 当学会の研修カリキュラムに基づく研修が実施されていること
- (4) 関係法令・指針にもとづいて適正に倫理審査を受ける体制が整備されていること
- (5) がん薬物療法に精通した薬剤師、看護師がいること
- (6) 日本病理学会認定病理専門医が勤務していること
- (7) 緩和ケアチームとしての活動が行われているなど緩和医療の体制が整っていること
- (8) がんに関連した緊急事態に対応できる体制が整備されていること
- (9) 院内、もしくは放射線治療に関する研修協力施設内に放射線治療装置が整備されていること
- (10) 院内がん登録が実施されていること

第 25 条 認定研修施設の認定を申請する診療施設の長は、次の各項に定める書類を認定施設審査部会に提出しなければならない。

- (1) 認定研修施設申請書
- (2) 診療施設概要書（規模、放射線治療体制、緊急事態体制、緩和医療の体制、剖検の実施体制など）
- (3) 悪性腫瘍診療体制報告書（がん患者の年間実績、IRB の機能など）
- (4) 臨床腫瘍学臨床研修体制報告書

(5) 臨床腫瘍研修実施証明書（当学会所定の研修カリキュラムに従って臨床研修を実施していることを証するもの）

(6) 常勤の指導医、専門医の在籍証明書

第 26 条 認定施設審査部会は、申請書類を審査し、規程、細則等の規定を満たすものを認定研修施設として理事会に推薦する。

第 27 条 認定施設審査部会において推薦された診療施設は、理事会の承認を受け認定研修施設に認定される。

第 28 条 前条により認定された診療施設に対し、理事長が認定研修施設認定証を交付する。

第 29 条 認定施設審査部会は、理事長の許可を得て申請書提出施設に対して実地調査を要請することができる。

（認定研修施設の更新）

第 30 条 認定研修施設は 5 年毎に資格を更新しなければならない。

第 31 条 認定研修施設の更新を申請する診療施設は、この規程の第 24 条の各条件を充足することを要する。

第 32 条 認定研修施設の更新を申請する診療施設の長は、この規程の第 25 条に定める書類を認定施設審査部会に提出しなければならない。

第 33 条 何らかの理由により更新申請を行えなかった場合は 1 年間の猶予期間を認め、翌年更新を申請することができる。その場合の更新認定期間は、正規に手続きを行った場合の残余期間とする。なお、更新の猶予期間は、引き続き認定研修施設として資格を継続しているものとみなす。

第 34 条 認定施設審査部会は、更新申請書類を審査し、その結果を理事会に報告する。

第 35 条 認定施設審査部会において推薦された診療施設は、理事会の承認を受け更新が認定される。

第 36 条 前条により認定された認定研修施設に対し、理事長が認定研修施設更新認定証を交付する。

（認定研修施設の資格の喪失）

第 37 条 認定研修施設は次の理由によりその資格を喪失する。

(1) この規程の第 24 条に該当しなくなったとき

(2) 正当な理由を付して認定研修施設としての資格を辞退したとき

(3) 認定研修施設の更新を受けなかったとき

第 38 条 認定研修施設として不適当と認められたものに対しては、委員会及び理事会の決議によって認定研修施設の認定を取り消すことができる。

2 認定研修施設の認定期間内に、その認定を辞退、又は取り消された施設は、認定証を学会に返納しなければならない。

(指導医審査部会)

第 39 条 指導医審査部会は、指導医の申請資格の審議検討、指導医資格審査業務及び資格更新審査業務を行う。

(指導医の申請と認定)

第 40 条 指導医の認定を申請する者は、次の各条件を充足することを要する。

- (1) 当学会の専門医取得後 3 年以上経過し、専門医資格を継続していること
- (2) 申請時において、がん治療に関する臨床及び研究活動を行い、がん薬物治療に関する十分な業績があること
- (3) 専門医育成のための業務を実施することが可能な環境にあること
- (4) 指導医審査部会は、正当な理由がある場合には暫定指導医を置くことができる。暫定指導医の認定手続きに関しては、理事会が別に定める。

第 41 条 指導医の認定を申請する者は、次の各項に定める書類を指導医審査部会に提出しなければならない。

- (1) 指導医認定申請書
- (2) 履歴書、臨床腫瘍医としてのプロフィール
- (3) がん治療に関する臨床及び研究活動歴
- (4) 在籍証明書

第 42 条 指導医審査部会は、申請書類を審査し、規程、細則等の規定を満たす者を指導医として理事会に推薦する。

第 43 条 指導医審査部会において指導医として推薦された者は、理事会の承認を受け指導医に認定される。

第 44 条 前条により認定された者に対し、理事長が指導医認定証を交付する。

(指導医の更新)

第 45 条 指導医は 5 年毎に資格を更新しなければならない。

第 46 条 指導医の更新を申請する者は、次の各項に定める書類を指導医審査部会に提出しなければならない。

- (1) 指導医更新申請書
- (2) 履歴書、日本臨床腫瘍学会指導医としてのプロフィール
- (3) がん治療に関する臨床及び研究活動歴 (前回申請以降)
- (4) 業績表
- (5) 在籍証明書

第 47 条 何らかの理由により更新申請を行えなかった場合は 1 年間の猶予期間を認め、翌年更新を申請することができる。その場合の更新認定期間は、正規に手続きを行っ

た場合の残余期間とする。

第 48 条 指導医審査部会は、更新申請書類を審査し、その結果を理事会に報告する。

第 49 条 指導医審査部会において推薦された者は、理事会の承認を受け更新が認定される。

第 50 条 前条により認定された者に対し、理事長が指導医更新認定証を交付する。

(指導医の資格の喪失)

第 51 条 指導医は次の理由によりその資格を喪失する。

(1) 正当な理由を付して指導医の資格を辞退したとき

(2) 専門医の資格を喪失したとき

(3) 指導医の更新を受けなかったとき

第 52 条 指導医としてふさわしくない行為のあった者に対しては、委員会及び理事会の決議によって指導医の認定を取り消すことができる。

(教育プログラム)

第 53 条 がん薬物療法専門医制度の教育プログラムにかかわる事項は当学会教育委員会に委任する。

第 54 条 教育委員会は、専門医制度の教育プログラムとして教育セミナーの企画、実施、研修カリキュラムの作成などを行う。

(教育セミナー)

第 55 条 教育セミナーは、がん薬物療法専門医にとって必要な基礎的、臨床的知識と倫理性、臨床試験のあり方等を教育し、わが国におけるがん治療の質の向上を目的とする。

第 56 条 教育セミナーは、当学会教育委員会が企画し、当学会が主催して年 1 回以上実施する。

第 57 条 教育セミナー参加者には、理事長が参加証を交付する。

(規程の変更等)

第 58 条 委員長及び委員等の選任、委員会等運営に関しこの規程に定めのない事項については、当学会役員等選任に関する規程及び委員会等設置規程に準じるものとする。

第 59 条 この規程の施行に必要な細則は、別に定める。

第 60 条 この規程及び細則の修正、変更は、専門医制度委員会が立案し、理事会の決議によって変更又は廃止することができる。

第 61 条 この規程に違反した専門医等に対する処罰に関し、理事会は別に罰則を定める。

第 62 条 この規程の施行に関して、委員会及び理事会によって決定された事項は速やかに公表する。

附則

1. この規程は、一般社団法人日本臨床腫瘍学会が認定法第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。
2. 2018年3月4日この規程第24条(2)(7)を改訂し、2018年3月5日より施行する。